

議案第 59 号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市史編さん懇談会委員	同 12,000円
------------	-----------

」

を

「

市史編さん委員会委員	同 8,000円
市史編さん専門部会委員	同 8,000円

」

に改める。

第2条 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の2中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職名		報酬の額
教育委員会委員		月額 37,000円
選挙管理委員会委員長		年額 150,000円
同 委員		年額 114,000円
選挙管理委員補充員		日額 6,400円
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第13条の2第2項及び第14条第1項各号に掲げる額に準ずる額	
投票所の投票管理者		
期日前投票所の投票管理者		
開票管理者		
投票所の投票立会人		
期日前投票所の投票立会人		
指定病院等における不在者投票の外部立会人		
開票立会人及び選挙立会人		
監査委員	代表監査委員	月額 60,000円
	識見を有する者から選任された者	月額 55,000円

	議会の議員の中から選任された者	月額 37,000円
公平委員会委員		月額 8,300円
農業委員会会長	年額 基本給 564,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	
同 会長職務代理者	年額 基本給 468,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	
同 委員	年額 基本給 444,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	
農地利用最適化推進委員	年額 基本給 312,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額	
農業振興協議会委員		月額 6,400円
営林委員会委員		月額 6,400円
固定資産評価員		月額 9,600円
固定資産評価審査委員会委員		月額 7,800円
市民税寄附金税額控除対象法人審査委員会委員		月額 6,400円
事業仕分け実施委員会委員	弁護士及び大学教授等	月額 15,000円
	その他	月額 12,000円
八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員	大学教授等	月額 15,000円
	その他	月額 6,400円
未来創造戦略推進会議委員	大学教授等	月額 15,000円
	その他	月額 6,400円
公民連携事業審査会委員	大学教授等	月額 15,000円
	その他	月額 6,400円
まちづくり企画監		月額 100,000円
シティプロモーション・アドバイザー		月額 50,000円
情報企画監		月額 100,000円
行政改革推進委員会委員		年額 5,000円
地域づくり推進事業審査委員会委員		月額 6,400円
総合計画審議会委員	大学教授等	月額 15,000円
	その他	月額 6,400円
男女共同参画審議会委員		月額 6,400円
プロポーザル審査会委員	大学教授等	月額 15,000円
	その他	月額 6,400円

市の鳥選考委員会委員		日額 6, 400円
建築審査会委員	弁護士及び大学教授等	日額 15, 000円
	その他	日額 12, 000円
都市計画審議会委員		日額 6, 400円
大田原都市計画野崎駅西土地区画整理審議会委員		日額 6, 400円
大田原市空家等審議会委員		日額 12, 000円
顧問弁護士		月額 30, 000円
情報公開・個人情報保護審査会委員	弁護士及び大学教授等	日額 15, 000円
	その他	日額 12, 000円
行政不服審査会委員	弁護士及び大学教授等	日額 15, 000円
	その他	日額 12, 000円
消防団	団長	年額 198, 000円
	副団長	年額 135, 000円
	分団長	年額 105, 000円
	副分団長	年額 75, 000円
	部長	年額 63, 000円
	副部長	年額 45, 000円
	班長	年額 42, 000円
	団員	年額 39, 000円
	特定の職務のみを行う団員として市長が定める団員	年額 10, 000円
	機関員として下記業務に従事する団員に対しては年額の報酬のほか、次の金額を支給する。	
	運転手	年額 4, 800円
国民保護協議会委員		日額 6, 400円
防災会議委員		日額 6, 400円
明るい地域づくり功労賞表彰選考委員会委員		日額 6, 400円
市制施行記念事業準備委員会委員		日額 6, 400円

特別職報酬等審議会委員		日額 6, 400円
市医		日額 28, 000円
保健センター医療管理者		年額 126, 000円
新型インフルエンザ等対策連絡会議委員		日額 6, 400円
自殺対策行動 計画策定委員 会委員	弁護士、医師及び 大学教授等	日額 15, 000円
	その他	日額 6, 400円
予防接種健康 被害調査委員 会委員	医師、薬剤師及び 弁護士	日額 20, 000円
	その他	日額 6, 400円
産業医		月額 30, 000円
学校医		年額 171, 000円
		児童（生徒）加給
		1人当たり 280円
		総合診断加給 20, 000円
学校眼科医		年額 171, 000円
学校耳鼻咽喉科医		児童（生徒）加給
学校歯科医		1人当たり 280円
学校薬剤師		年額 42, 000円
保育所	嘱託医	年額 80, 000円
		検診児童1人当たり 240円
	歯科医	年額 60, 000円
		検診児童1人当たり 240円
	耳鼻咽喉科医	年額 30, 000円
		検診児童1人当たり 240円
眼科医		
育成医療審査会委員		日額 12, 000円
児童扶養手当障害認定医		日額 12, 000円
生活保護嘱託医		月額 54, 560円
生活保護精神科嘱託医		月額 13, 640円
民生委員推薦会委員		日額 6, 400円
地域福祉計画策定委員会委員		日額 6, 400円
地域福祉計画推進委員会委員		日額 6, 400円
障害者福祉計画策定委員会委員		日額 6, 400円
地域自立支援協議会委員		日額 6, 400円
障害者差別解消支援地域協議会委員		日額 6, 400円
介護認定審査会の合議体の長		日額 20, 000円
同 合議体の長職務代理者		日額 15, 000円

同 合議体の委員		日額 12,000円
介護保険指定医		日額 10,600円
介護保険運営協議会会長		年額 36,000円
同 会長職務代理者		年額 33,000円
同 委員		年額 30,000円
障害支援区分審査会の合議体の長		日額 20,000円
同 合議体の長職務代理者		日額 15,000円
同 合議体の委員		日額 12,000円
地域密着型サービス運営委員会委員		日額 6,400円
高齢者保健福祉施設整備等に係る法人審査委員会委員		日額 6,400円
老人ホーム入所判定委員会委員		日額 13,640円
地域包括支援センター運営協議会委員		日額 6,400円
認知症初期集中支援チーム員	医師	会議日額 6,400円 訪問日額 20,000円
	その他	会議日額 6,400円 訪問1人当たり 7,400円
認知症初期集中支援チーム検討委員会委員		日額 6,400円
認知症地域支援・ケア向上事業嘱託医		年額 30,000円
生涯活躍のまち推進協議会委員	大学教授等	日額 15,000円
	その他	日額 6,400円
生活支援体制整備事業に係る協議体委員	大学教授等	日額 15,000円
	その他	日額 6,400円
国民健康保険運営協議会会長		年額 36,000円
同 会長職務代理者		年額 33,000円
同 委員		年額 30,000円
環境審議会委員	大学教授等	日額 15,000円
	その他	日額 6,400円
ごみ問題検討委員会委員		日額 6,400円
地球温暖化対策検討委員会委員	大学教授等	日額 15,000円
	その他	日額 6,400円
公共交通アドバイザー		月額 30,000円
市営住宅入居者選考委員会委員		日額 6,400円

子育て環境づくり推進会議委員		日額 6, 400円
子ども・子育て会議委員		日額 6, 400円
母子保健連絡協議会委員		日額 6, 400円
要保護児童対策地域協議会代表者 会議委員		日額 6, 400円
いじめ問題対策連絡協議会委員		日額 6, 400円
いじめ問題対 策推進委員会 委員	弁護士、医師及び 大学教授等	日額 15, 000円
	その他	日額 10, 000円
いじめ問題調 査委員会委員	弁護士、医師及び 大学教授等	日額 15, 000円
	その他	日額 10, 000円
特別支援保育事業審査会委員		日額 13, 640円
人・農地プラン検討会委員		日額 6, 400円
緑化顕彰審査会委員		日額 6, 400円
鳥獣被害対策実施隊員		日額 6, 400円
名木選定調査委員会委員		日額 6, 400円
バイオマス活 用推進協議会 委員	大学教授等	日額 15, 000円
	その他	日額 6, 400円
ブランド推進協議会委員		日額 6, 400円
勤労青少年ホーム運営委員会委員		日額 6, 400円
黒羽温泉五峰の湯運営委員会委員		日額 6, 400円
湯津上温泉やすらぎの湯運営委員 会委員		日額 6, 400円
社会資本総合 整備計画事業 評価委員会委 員	弁護士及び大学教 授等	日額 15, 000円
	その他	日額 6, 400円
立地適正化計 画策定委員会 委員	大学教授等	日額 15, 000円
	その他	日額 6, 400円
大田原市立小中学校教科用図書選 定委員会委員		日額 6, 400円
小中一貫教育 検討委員会委 員	医師及び大学教授 等	日額 15, 000円
	臨床心理士等	日額 10, 000円
	その他	日額 6, 400円
教育支援委員 会委員	医師及び大学教授 等	日額 15, 000円

	臨床心理士等	日額 10,000円
	その他	日額 6,400円
早期総合発達支援協議会委員	医師及び大学教授等	日額 15,000円
	臨床心理士等	日額 10,000円
	その他	日額 6,400円
柔道事故調査委員会委員		日額 15,000円
柔道事故調査委員会委員の選考方針検討会議委員		日額 15,000円
学校運営協議会委員		年額 12,000円
社会教育委員		日額 6,400円
青少年問題協議会委員		日額 6,400円
少年指導センター運営協議会委員		日額 6,400円
市史編さん委員会委員		日額 8,000円
市史編さん専門部会委員		日額 8,000円
歴史民俗資料館運営委員会委員		日額 6,400円
文化財保存活用地域計画協議会委員		日額 12,000円
名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画策定委員会委員	大学教授等	日額 15,000円
	その他	日額 12,000円
那須与一伝承館名誉館長		年額 500,000円
那須与一伝承館運営懇談会委員		日額 6,400円
なす風土記の丘湯津上資料館運営懇談会委員		日額 6,400円
子ども読書活動推進会議委員		日額 6,400円
大田原市立小中学校再編整備検討委員会委員		日額 6,400円
大田原市立小中学校建設検討委員会委員		日額 6,400円
教育委員会評価委員会委員		日額 6,400円
学校給食センター運営委員会委員		日額 6,400円
公民館運営審議会委員		日額 6,400円
生涯学習推進会議委員		日額 6,400円
大田原市民大学企画運営委員会委員		日額 6,400円
文化財保護審議会委員		日額 6,400円

図書館協議会委員	日額 6, 400円
市民憲章推進委員	日額 6, 400円
美術作品等収集検討委員会委員	日額 6, 400円
スポーツ推進審議会委員	日額 6, 400円
スポーツ推進委員	日額 6, 400円
大田原市立学校施設運営委員会委員	日額 6, 400円
下水道使用料等審議会委員	日額 6, 400円
水道料金審議会委員	日額 6, 400円
財産区管理会委員	日額 6, 400円
附属機関の委員	日額 6, 400円
専門委員	日額 6, 400円

備考

- 1 大学教授等とは、大学教授、大学准教授又は博士の学位を有する者とする。
- 2 臨床心理士等とは、臨床心理士（過去に臨床心理士であった者を含む。）、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、言語聴覚士又はスクールカウンセラーとする。
- 3 選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人が開票日当日から継続して翌日にわたり従事した場合の報酬の額は、当日分のみの額とする。
- 4 投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人及び指定病院等における不在者投票の外部立会人の従事時間が1日に満たない場合の報酬の額は、それぞれの報酬の額を上限に、従事した時間に応じて市長が定める額とする。
- 5 この表に定めるもののほか、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の報酬は、年額500,000円以内、月額210,000円以内、日額20,000円以内において、それぞれ市長が定める額とする。

（大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（大田原市職員定数条例の一部改正）

第5条 大田原市職員定数条例（平成17年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改め、「任用される者」の次に「（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される者に限る。）」を加える。

（大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「あつても」を「あっても」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（大田原市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第7条 大田原市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）」を加える。

（大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 大田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第23条中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第17条及び第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額

（大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第9条 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第7項中「第22条第1項」を「第22条」に、「同条第5項」を「同法第22条の3第4項」に改める。

本則に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等）

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、市長が定める。

（大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第24条第5項中「第27条第2項に基づく」を「第27条第2項の」に、「従い」を「より、」に改め、同条第6項中「前5項」を「前各号」に改め、同条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

本則に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第24条の3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

（大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第11条 大田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」の次に「及び大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第15条」を加える。

（大田原市職員の旅費支給条例の一部改正）

第12条 大田原市職員の旅費支給条例（平成21年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本市職員等」を「本市職員（非常勤職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除

く。)を除く。以下同じ。)等」に改める。

第2条第2項中「規定する行政職給料表」の次に「及び大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第4条第1項に規定する給料表」を加え、「行政職給料表の」を「これらの給料表の」に改める。

（大田原市消費生活センター条例の一部改正）

第13条 大田原市消費生活センター条例（平成28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

（大田原市教育支援センター設置条例の一部改正）

第14条 大田原市教育支援センター設置条例（平成28年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

（大田原市少年指導センター条例の一部改正）

第15条 大田原市少年指導センター条例（昭和49年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

（大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第16条 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（給与等）

第5条 館長、学習指導員及び陶芸指導員の給与等については、大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）及び大田原市職員の旅費支給条例（平成21年条例第5号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第10条の規定（本則に1条を加える改正規定を除く。）は令和元年12月14日から施行する。